

5 伊豆の国市総合計画策定条例

伊豆の国市総合計画策定条例(平成28年3月28日条例第14号)

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的なまちづくりを図るため、市の総合計画を策定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本的な理念であり、市が目指す将来像及び基本方針を示すものをいう。
- (3) 基本計画 まちづくりの基本的な計画であり、基本構想を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第3条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、伊豆の国市総合計画審議会条例(平成17年伊豆の国市条例第143号)第1条に規定する伊豆の国市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第4条 市長は、前条に規定する手続を経て基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第5条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第6条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するにあたっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。